

第 112 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和 2 年 12 月 23 日 (水) 14:00～16:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別中会議室
(W e b 会議システムを利用)
- 3 出席者

会 長	小西 聖子	武蔵野大学人間科学部長
委 員	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	浦 尚子	公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長
同	可児 康則	名古屋第一法律事務所弁護士
同	種部 恭子	医療法人社団藤聖会 女性クリニック We!TOYAMA 代表
同	中村 正	立命館大学大学院人間科学研究科教授／ 教養教育センター長
同	納米 恵美子	全国女性会館協議会代表理事
同	原 健一	認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・ フェイス 支援コーディネーター
同	山田 昌弘	中央大学文学部教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
D V 対策の今後の在り方について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 報告書骨子案
- 資料 2 専門調査会における D V 対策に関するこれまでの主な意見

参考資料 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号)

(議事録)

○小西会長 ただ今から第112回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、井田委員、木幡委員が御欠席、浦委員、可児委員、種部委員、中村委員、山田委員がオンラインでの御参加となっております。

本日の議事ですが、「DV対策の今後の在り方について」、年度末に取りまとめ予定の報告書骨子案に関して、委員の皆様からそれぞれ御意見を伺いたいと思います。

事務局から、資料確認をお願いします。

○難波男女間暴力対策課長 配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1としましては、報告書骨子案の資料をお配りさせていただいております。資料2としまして、これまでこの専門調査会で御議論いただきました委員の御意見を抜粋したものをお配りさせていただいております。参考資料としまして、DV法の条文も用意させていただいております。

不足等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

○小西会長 それでは、議事に入ります。

本日は、報告書の骨子案に関して、皆様の御意見を伺うことになっておりますが、まずは、内容について、内閣府から御説明いただきたいと思います。

○難波男女間暴力対策課長 事務局から、本日の資料等に関して御説明申し上げます。

まず、資料1でございますけれども、DV対策の今後の在り方について、報告書骨子案の資料になっております。

初めに、資料1の3ページ目を御覧いただければと思います。これまでの専門調査会におけるDV対策についての議論の経過についてまとめたものとなっております。まず、本年2月から前回まで6回にわたりましてDV対策について検討を行ってまいりましたが、2月の検討開始の際に御説明したとおり、これまでの御議論を踏まえ、来年3月を目途に本調査会としての報告書を取りまとめていただきたいと思います。と考えております。

資料1の2ページ目になりますけれども、これまでの議論の経過につきまして簡単に御説明いたします。まず、2月に「DV対策について検討を進めていく主な論点」というペーパーを提示させていただきました。これは、昨年12月の第103回専門調査会におきまして、「第5次男女共同参画基本計画」の策定に向けて御意見をいただいた際に、DV関係で今後議論を深めていくべきと考えられる主な論点について抜き出したものでございます。主な論点としまして、1点目が通報及び保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大、2点目が加害者更生のための指導及び支援の在り方、これら2点につきましては、DV法の改正も行われました昨年の児童福祉法等の一部改正法の附則において検討事項とされているものでございます。3点目がDV対応と児童虐待対応の連携について、4点目が被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について、5点目が逃げられない／逃げないDV対応について、最後に、その他ということで、お示しさせていただいたところでござい

す。

3 ページ目に戻っていただきまして、これらの論点に関しまして、7月の専門調査会では、まず、お茶の水女子大学の戒能先生からヒアリングを行い、9月8日は、阿部委員、可児委員、中村委員、納米委員、原委員や皆様から御意見をいただきました。9月30日ですけれども、諸外国のDV対策についての有識者ヒアリング、10月が、北海道庁、名古屋市役所、野田市役所といった地方公共団体、民間団体として全国女性シェルターネットからヒアリングを行いまして、前回、11月に、関係省庁からのヒアリングを行ったところでございます。

これらを踏まえまして、事務局において取りまとめた報告書の骨子案及びその記載事項の案が資料1の1ページ目になります。まず、仮の題名としまして「DV対策の今後の在り方」としておりまして、表の左側の【骨子案】が報告書の構成になりますが、「はじめに」と「おわりに」以外の部分ですが、「Ⅰ これまでの取組等」、「Ⅱ DV対策の個別論点に係る現状」、「Ⅲ 今後の課題」の3つの項目により構成するものとしております。今後、本日いただきました御意見を踏まえまして、本文を具体的に記載していく中で、必要によって構成の修正も行っていきたいと思っております。次に、それぞれの項目に係る具体的に記載すべき事項のイメージでございますが、資料1の1ページ目、表の右側の【記載事項】を御覧ください。「はじめに」では、検討の背景事情やDVの現状としまして、内閣府で実施しております「男女間における暴力に関する調査」の結果のうちDVに関係するもののデータや児童虐待との関連、コロナ禍におけるDVの増加・深刻化の状況などについて記載することが考えられます。次の「Ⅰ これまでの取組等」におきましては、これまでのDV対策として、DV法の制定から昨年のDV法改正までの簡潔な経緯、民間シェルター支援のパイロット事業など最近の取組について記載する。また、近時のDVをめぐる状況、動きとしまして、昨年のDV法改正の内容や婦人保護事業の見直しの動き、DV相談プラス事業の開始などのコロナ禍におけるDV対策などについて記載することが考えられます。次の「Ⅱ DV対策の個別論点に係る現状」につきましては、先ほど御説明しました個別の論点、通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲、加害者更生のための指導及び支援の在り方といった個別の論点ごとに、現行の制度や取組に関するこれまでの議論の整理、諸外国の制度や取組、加えて、例えば、今年度に内閣府で行っております加害者プログラムの試行実施に係る有識者検討会など、他の検討の場における検討の結果、他の法令との比較や関係性、さらに委員の皆様からこれまでにいただいた御意見の中で、この論点の現状に関する御発言の部分については、この部分に記載することが考えられます。最後に、「Ⅲ 今後の課題」につきましては、昨年のDV法に係る附則検討条項に関する検討、DV法の限界や児童虐待対応への取組、民間シェルター支援に関する取組などについて、委員の皆様御意見や有識者ヒアリングを踏まえてまとめた今後の課題について記載することが考えられます。

以上が、報告書の骨子案と記載事項の案についての説明になります。

資料2は、これまでの専門調査会において、個別の論点について委員の皆様からいただきました主な意見をまとめたものとなっております。こちら、簡単に御説明いたします。

まず、1ページ目の1つ目の論点、「①通報及び保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大」に関しましては、（通報や保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲）につきまして、通報及び保護命令の申立ての対象となる暴力に、性的暴力、精神的暴力などの身体的暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動まで含める方向で改正すべき。また、通報の対象となる暴力の範囲を拡大する際には、条文だけでなく、DV法第3章全体、被害者の保護の部分も改正する必要があるのではないかといった御意見をいただきました。次に、（精神的暴力について）は、医師の診断書などにより客観性は担保できるため、精神的な疾患や不調も暴力による疾病と扱えるのではないか、また、最高裁の判例でPTSDを生じさせる場合も身体への傷害に当たるとされていることから、精神的暴力により傷害を受けたときは、刑法上の傷害罪に当たるものであり、身体的暴力に含めても良いのではないか、このような場合、法改正をする必要がどれだけあるかも問題となる、といった御意見をいただきました。

2ページ目に移りまして、（性的暴力について）は、結果として望まない妊娠をもたらすものであり、身体的暴力と同等に扱うべきといった御意見をいただきました。次に、（通報や保護命令制度の在り方）につきましては、保護命令は生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合に発令されるものであるが、この文言のために却下につながるおそれもあることから「重大な」の文言の削除や規定ぶりの変更などを検討すべき。その他に、通報や保護命令の件数が減少傾向にある理由を分析すべき。生活の本拠を共にしていたと認めにくい場合でも、ストーカー規制法の警告よりDV法の保護命令の方が今後の支援に適している場合は、より柔軟な取扱いについても検討すべき、といった御意見をいただきました。

3ページ目に移っていただいて、2つ目の論点、「②加害者更生のための指導及び支援の在り方」に関しまして、まず、（加害者プログラムの受講命令、義務付けについて）は、保護命令を発令したときに加害者プログラムの受講命令が出せないのか検討してはどうか、現行法の枠組内でできることと法改正が必要なものの2段に分けて加害者対策を始めるべきであるといった御意見をいただきました。次に、（加害者プログラムの意義・実施について）は、加害者プログラムに参加している人へコミットし続けることによって非暴力化を促すことが重要ではないか。リスクアセスメントに基づく加害者対応が必要であるが、日本で使えるリスクアセスメントツールを開発して、その妥当性の検証が必要である。加害者に対しては、ケースの類型化やリスク評価をしながら、どのようなプログラムができるか、それを誰がどう実施するかについても地方公共団体との連携が必要である。加害者への脱暴力の指導については、まず、現行法の枠組内でできることに取り組むべきである。具体的には、男性相談窓口を整備することや、持続的に脱暴力を支えるためのサークルの創設などを検討してはどうか。そうした御意見をいただきました。

次に、5 ページ目の 3 つ目の論点、「③DV対応と児童虐待対応の連携」に関しましては、まず、（情報共有の在り方）については、配偶者暴力相談支援センターは児童虐待を発見した際は通告義務があるが、児童相談所を含む関係機関に対して相談者の家族の状況や他機関での支援の経緯を照会する権限がない。そうしたことから、要保護児童対策地域協議会以外のDV対応と児童虐待対応についての情報共有の在り方の整理が必要である。また、その他には、DVと児童虐待はかなり重なりが大きいものであると認識して、一緒にアセスメントを行う仕組みが必要ではないか、といった御意見をいただきました。次の（関係機関間連携の在り方）につきましては、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターのいずれが先に関与することになったとしても、同じ支援が受けられるよう支援を強化すべきである。その他に、DV対応と児童虐待対応の関係部署・機関の合同研修や相互研修を行ってはどうか。そうした御意見をいただきました。

6 ページ目になります。4 つ目の論点、「④被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について」は、民間シェルターの柔軟な対応ができるという強みを生かしつつ、配偶者暴力相談支援センターの本来持つべき機能についても見直していくべき。その他に、民間団体を地域の支援の中にきちんと位置付けた上で恒久的な財政支援ができるような枠組を考えていく必要があるのではないかと。こうした御意見をいただきました。

5 つ目の論点ですが、「⑤逃げられない／逃げないDV対応について」は、まず、（現行制度に関する認識）としまして、現状の被害者の保護は、被害者が逃げることにしか想定されていないが、一時保護と保護命令の件数が減っている状況を踏まえると、現行法制に留まらず、逃げずに安全確保できるような制度も組み入れる必要があるのではないかとということ。被害者が逃げることをデフォルトする支援は、就業継続を困難にし、支援そのものへのアクセスをためらわせる原因になる。収入を全て投げ打たないと一時保護されないというのは、自立支援の前に自立の手段を一旦放棄しないと保護されないということである。今後は、仕事とDV被害者の保護について、どうしていくのかということが必要となるのではないかなどの御意見をいただきました。次の（対応に向けた提案の内容）といたしまして、被害者自身がその場を離れるか留まるかを選択できる制度設計が必要ではないか。中・低リスク事案に関しましては、加害者を退去させ、プログラムに通わせることでその行動をコントロールしつつ、被害者を地域内で見守るといった、被害者が逃げなくても済むような支援ができないか。（その他）として、被害者が退職するのではなく、休職あるいは離婚や同棲解消によって一定の目途が立ってから復帰できるような協力を自治体や企業に要請することで被害者の選択肢を広げられないか、などの御意見をいただきました。

7 ページ目です。「⑥その他」の論点の部分でございますけれども、まず、（面会交流）に関しまして、面会交流を行う際にリスクの十分なアセスメントが必要であり、加害者更生プログラムを実施しながら面会交流の可否を見極めるのが効果的ではないかなどの御意見をいただきました。次に、（被害者の多様な支援）に関しまして、公営住宅に入居する際、保護命令が発令されている、離婚すれば入れるとの条件が付されている場合があるが、

被害者が逃げないと利用できない制度は見直すべきである。支援メニューを増やせるよう、支援者の対応能力の底上げと多職種連携、アウトリーチ手法の活用なども必要である。被害者の一時保護や自立支援を行う婦人保護事業について、厚労省の「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」における検討結果を踏まえ、新法の制定を含め抜本的な改正により、被害者、支援を必要とする女性たちに対し、地方自治体と民間の連携によって切れ目ない支援をすべきなどの御意見をいただきました。次に、（調査研究等について）、虐待・DVは世代間で連鎖するという意識が必要だと、また、心理的暴力の見聞きであっても子供に対して大きな影響があることの認知がまだ不十分だと、そうした御意見をいただきました。最後に、（関係機関間連携）に関しまして、情報共有を行えるよう守秘義務規定の見直しなど現場における連携をスムーズにすることが必要である、DV被害者支援に当たる専門職の存在が必要であり各関係機関をつなぐコーディネート役も必要であるなどの御意見をいただきました。

これらの皆様からいただきました御意見を御確認いただきつつ、報告書の骨子案、記載すべき事項につきまして、本日は御意見を賜れればと思っております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小西会長 ありがとうございました。

ただ今御説明いただいた内容について、皆様に御意見を伺いたいと思います。要するに、「DV対策の今後の在り方」についての報告書に、今あるものも含め何をどういう風に盛り込んでいくかということですので、ぜひ御意見を沢山賜れればと思います。

この後、本文に盛り込むべき事項についても皆様に御発言いただきますが、まずは、資料1の1ページ、左側の欄の【骨子案】について御意見をいただきたいと思います。個別のところはまた伺いますので、まず、【骨子案】について御意見を伺えればと思います。30分程度を考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 御説明ありがとうございます。

資料1の【骨子案】に入る前に、この報告書はどのような場面で使われるのでしょうか。どのような効力を持つのでしょうか。今、ちょうど並行して第5次男女共同参画基本計画が最終段階に入っています。5次計画に書かれていることに沿って、来年度から5年間、色々な施策が展開していくと承知しております。それとこの報告書の関係はどうなるのでしょうか。

○小西会長 お願いします。

○難波男女間暴力対策課長 5次計画は近々に閣議決定の予定でございまして、各省は5次計画で定められたことに基づき、今後5年間は施策を進めていくことになります。今回まとめていただく報告書に関しましては、この専門委員会としての提言という形になりますので、提言されたことに関して、関係省庁に受け止めていただいて、さらに検討が必要なものについては検討してもらい、すぐに取り組めるものについては取り組んでもらうこ

とになります。

○小西会長 それでよろしいですか。

○納米委員 そうしますと、例えば、この提言の内容に5次計画に含まれていない事項があったり、それを超えているような事項があった場合についても、もう一度、関係省庁にお示しいただいて、そこで調整なり実施の可能性を検討してくださると理解してよろしいですか。

○難波男女間暴力対策課長 計画とはまた別の流れになりますけれども、この専門調査会としての提言を関係省庁には受け止めていただいて、それに基づいて更なる検討や実施をしてもらうことになります。

○小西会長 私も混乱したのですけれども、2本、別の流れがあるということですか。割とシンプルに基本計画は幾つかの項目が挙げてあったと思いますけれども。あまり囚われないでやるということは、拘束力といいますか、何かそういうものについての違いがあるのですかね。

○難波男女間暴力対策課長 基本計画は政府として閣議決定するものですので、それは関係省庁が取り組むということで決まるものでございますけれども、今回の報告書は専門調査会としてまとめるという位置付けになります。ただ、政府の検討組織である専門調査会から出される提言になりますので、それについてはきちんと関係省庁に受け止めてもらって、さらに必要なことについては検討を進めてもらう、すぐに実施できるものについては実施してもらうということになります。

○小西会長 分かりました。

確認しますと、出す主体が違うというのが一つ。それと、専門性というか、ここは専門調査会ですから、そこからさらに提言していくというところが違うということでしょうか。頭が整理できました。

原委員、どうぞ。

○原委員 原でございます。

言葉の部分だけなのですけれども、②に「加害者更生のための」とありますが、今は、「加害者更生プログラム」ではなくて「加害者プログラム」という使い方で取組をされていますが、この「更生」は骨子案の中に言葉としては残るのでしょうか。

○難波男女間暴力対策課長 そこはこれから詳細には検討させていただきたいと思いますが、まず、「②加害者更生のための指導及び支援の在り方」が昨年の法改正の中の附則に書かれていることから取っておりますので、その文言をきちんと使うか、今内閣府で行っている「加害者プログラム」という文言を使うか、それは整理させていただきたいと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

可児先生、種部先生、中村先生の順でいきます。よろしくお願いします。

○可児委員 骨子案のところなのですが、「これまでの取組」があって、その後、「DV対策の個別論点に係る現状」、「今後の課題」となっています。これまでの取組と今後の課題は良いと思うのですけれども、現状の部分に関して、個別論点に係る部分で絞り込んでしまわない方が良いと思います。個別論点はここで議論するに当たって事務局で立てられた論点だとは理解していますが、それ以外にも色々な問題点等はあるわけで、端的に取組と現状と課題という形にして、あまり現状の認識の部分を絞り込み過ぎないほうが良いのではないかと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

取りあえず伺って、次に行きたいと思います。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 骨子の流れとしては、大体こんな感じかなと拝見しておりました。

報告書についても、これまで色々と内閣府で取り組んでいらっしゃった、例えば、貧困、困難な状況に置かれた若い女性に関するものなども、非常に意義のあるものです。地方公共団体はこの専門調査会のようなレベルの議論ではなくて、現状がよく分からないという担当者が非常に多いわけでありまして、そういう人たちがこういう報告書の中身を読んで、肌感覚を持ってどんな政策にしていこうかということに非常に参考にしていると思います。ですから、この報告書の中にこれまでの専門的な知見やヒアリングで伺ったことを細かく載せていただくのは、地方にとっては非常にありがたいのではないかと思います。特に行政担当者については、現場の経験がない方が担当部局にいる場合がありますので、大変助かるのではないかと思いますから、特に個別論点に係るところなどでも、できればこういう形で進めるべきである、現状はこういう課題があるというところを、方向性のみを示していただだけでも随分違うのではないかと考えております。

1点、この項目の中に足りないなと思ったのは、教育です。DVの逃げるという支援や逃げられなくても支援することは非常に難しいことなのですが、本人たちの気づきが全くないところからスタートをします。基本的にDV被害者や性暴力被害者は、Women-Centered Care、本人が望む選択をしていただくことで二次被害を防止するというのが基本姿勢でありますので、そうなりますと教育が物凄く大事だと思います。5次計画の中でも、「生命（いのち）の安全教育」という形で性暴力に対しては教育があったのですが、DVはもっと重要ではないかと考えています。「生命（いのち）の安全教育」の中にもデートDVの防止などはあったのですが、例えば、DVがスタートをする前はデートDVなわけです。その中で、女性がこれはあまり良い関係ではないと気付く一番大きな機会が予期せぬ妊娠の不安を持った時です。同意のない性交だったり、あるいは、支配の関係とはどういうことなのかということを自覚していると、DVに至る前に気付いて関係性を見直しをすることに非常に役立つわけなのですが、5次計画の中身は、色々と文言を調整している中で、性虐待やDVも入っていましたけれども、狭いのですね。少ないなと思って見ていました。もっと根本的

に、支配ではない良い関係とはどういうことなのかとか、そういうことを盛り込むのが良いのではないかと考えています。

ちなみに、この性教育の専門家の中では、5次計画のときも何回か申し上げたユネスコのセクシュアリティ・エデュケーションのガイダンスが有効と認識しています。そのガイダンスの中には、関係性の構築や、支配のない関係、相手との同意、納得のいく関係性など、細かいプログラムが出ておりまして、5次計画では採用には至らなかったのですが、非常に上手に書かれています。教育という項目が全くなかったのも、もし可能であれば、「Ⅲ 今後の課題」などの中に教育の在り方を改めて、ガイダンスも含めて載せていただくと大変助かるなと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 ありがとうございます。

構成としてはこういうものかなと思うのですが、最初、冒頭に議論があったところに関わる質問も含まれます。附則検討条項というものがあって、大変大事な論点として出ていて、国会でも議論があったところで、法律の中にも書き込まれて検討すべしということと理解しております。主に今後の課題として附則検討条項に関する検討が置かれています。そうすると、この専門調査会は一旦ここで取りまとめていくのですが、来年度以降、これらはどうするのかという論点と、別途、この専門調査会とは別に調査研究事業として私が座長を拝命しております検討会が、今年度はたまたま広島県ですけれども、加害者プログラムの試行的実施をしており、地方自治体や地域との関わりで大事な教訓を積み上げつつあります。これも今年度に報告をまとめようと思っているのですが、来年度も続く3か年事業計画なのですね。これは附則事項との関連です。調査研究事業なのでその限りでまとめていくことになりますが、専門調査会としてもそれをどう引き取っていくのかということとはまだ持続しますので、「Ⅲ 今後の課題」の検討条項と兼ね合うことが必要かと思っています。もう一つは、厚生労働省の中に、これも調査研究事業なのですが、日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査研究事業で、私も委員として参加しています。虐待との関係をどうするか、つまり保護者支援がテーマです。当然虐待と男性問題という視点を加えますと、DVが不可分に加味されてきますので、ここを検討しているところです。厚生労働省の検討会ではありますが、附則事項と関わってリンクしていくはずなので、ここも招き寄せたり接合したりする必要があると思うのです。そういうことで、今年度のまとめと、まだしばらく動いていくものと、それらは会議体が異なるので、それぞれ違うのですが、政策課題としては附則検討条項として全てが束ねられてくるはずで、時期の問題と言いましょ、流れの問題と言いましょ、今後それらを接合したり分業し合ったりするのをどう考えたら良いのかという質問でもあります。そこは検討してほしい。

内容に関わって言うと、逃げられない／逃げないDV対策のところは大変重要かと思っ
ていまして、奇妙な言い方ですけども、「在宅DV」みたいな形で現実的には推移している
はずなので、その逃げない／逃げられないという辺りの内容をクリアにしつつ、課題を明
確に、輪郭をはっきりさせた方が良いと思っているということです。

やや質問的なものが第1点と、2点目は内容に関わっての観点です。

○小西会長 ありがとうございます。

第1点の方、附則検討条項との関わりで加害者プログラムのことで何か整理があれば教
えてください。

○難波男女間暴力対策課長 昨年のDV法改正も行われました児童福祉法等の一部改正法の
附則検討条項との関係ですけども、今回は、1番目と2番目については、課題を整理さ
せていただいて、こういった検討が必要ではないかというところまでお示しいただければ
と思っております。その上で、おそらく、法改正が必要かどうかという更に深い議論が必
要となるものもあるかと思しますので、そういったものについては、来年度以降、どうや
って検討していくか、まだ内部でも検討中でございますので、今回の報告書においては、
これらの事項に関する課題の整理までをお願いできればと思っております。

加害者プログラムとの関係については、今回の報告書の中で、②の部分には、今、中村
先生に座長を務めていただいております検討会の結果についても盛り込めるものは盛り込
んでいきたいと思っているところでございます。

可児先生から、項目をあまり明確に絞り過ぎないほうが良いのではないかとお話しいた
だきました。現時点で項目として分けさせていただいていますが、報告書の書きぶりの中
で御指摘いただいた点で、こういった大项目的に設けるのではなく、さらに細かい書きぶ
りにしたり、そういったことで対応できないかと考えさせていただきたいと思います。

種部先生からいただきました、項目として教育を入れられないかということにつきまし
ても、デートDVの話は非常に重要でございますので、そういったことも盛り込めないか
ということについて、検討させていただきたいと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 ありがとうございます。

大体輪郭は分かりました。重ねて確認なのですが、附則検討条項は国会で時期が
再来年かの6月になっていました。一定の目途を出して方針を出すというところまで、今
のお話のようにして議論を継続していくという理解で良いですね。

もう一つは、厚生労働省で実施している今紹介した委員会はどうやって連携していくの
でしょうかということなのですが、そちらも多分まだ続いて、色々やっていること
の結論が出てくるはずですが、附則事項と不可分なので、そちらもぜひリンケージをお願
いしたいと思っています。

○難波男女間暴力対策課長 まず、1点目の附則事項でございますけれども、DV法改正の

部分に係る附則事項の部分は附則の施行から3年以内に検討することになっておりますので、令和4年、再来年の6月が検討時期の目途となっております。

2点目の厚生労働省の保護者支援との関係についても、きちんと連携を取ってやっていくように厚生労働省とも連携していきたいと思っています。

○中村委員 ありがとうございます。分かりました。

○小西会長 ありがとうございます。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 項目として立てるのか、今後の課題のところに書くのかということはありませんけれども、私も種部先生がおっしゃってくださった教育のことを申し上げようと思っていました。そのときに、教育とするのか、予防教育か、広報・啓発か。広報・啓発については、後で本文の中身で少し意見を申し上げようと思っていたのですが、これまでと違うアプローチをやってみたらどうかということを後で提案させていただきたいと思っています。

○小西会長 ありがとうございます。

骨子のところについて、何か御質問や御意見はございませんか。

私も1つ入れてもらいたいものがありまして、どこに入れるのが良いのか自分でも考えるところなのですが、支援力の強化が必要だと思います。何回も議論に出ていますよね。健やかに世代交代を図って支援の質を上げるために、具体的なところで言うとせめて常勤を1人置くみたいな、そういうところにつながっていく議論が1つ欲しいなと思っています。本当にDVの支援をしている人たちが一方で貧困な女性になっていくのは非常に皮肉なことです、そこに手を入れてほしいという気がいたします。

他にいかがでございますか。

色々ありがとうございます。今度は、右側の欄ですね。報告書本文に盛り込むべき記載事項について御意見をいただきたいと思います。これはオンラインで御参加の方も含めまして五十音順でお1人5～6分ぐらいで御発言いただけたらと思います。今日は、基本的に議題はこれがメインですから、ぜひ思っていच्छることをお伝えいただければと思います。

まず、阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 前回「①保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大」について最高裁判所と法務省から現状報告がありまして、この会議でも、被害者の範囲についての拡大、いわゆる精神的な暴力や性的な暴力等を含むことが何度かあったかと思いますが、最高裁判所と法務省からこの点について全く触れられなかったというのは、非常にがっかりしたというか、検討に値しないのか的な印象を受けたのです。この保護命令については、被害者の救済あるいは安全確保と同時に、DV被害を少なくする一助という役割を果たすとも考えてきましたので、法務省から相手の権利制約をもたらすものだという指摘もありましたけれども、諸外国では暴力の枠組みを制限することなく暴力に対して保護命令の

申立てができる国や州が増えていると伺っておりますので、こうした動きから、法律の仕組みは国によって違いがあるだろうとは思いますが、どうしても、どうしてもそれが可能になるのかというところは、私たち現場は被害者の声を届ける役割があると思うのです。法務省や最高裁判所は法律のプロフェッショナルの集まりだと思いますので、どうしても可能かという視点で法務省等の前向きな考え方を出示していただきたかったなと強く思っているところです。ですから、法務省や最高裁判所の方たちも含めてこういった問題と一緒に取り組んでいく方向性が書きぶりの中で表現できないものかと思っています。

DV被害者が全然減っていない、むしろ増えているという現状があって、多くの被害者が逃げるしかないということに対して諦める。諦めることによって、さっきもどなたかおっしゃったように在宅DVに甘んじている。一時保護後も、戻る選択を選ばざるを得ない。なかなか先が見えないという中で、戻る選択をしています。そういう状況の中で、このコロナの影響で、私たちのところにも、夫とのけんかが絶えないとか、非常にモラハラを受けているとか、いらいらして子供をどなりつける、叱りつける、子供と喧嘩して口も聞いてもらえないと。そういった意味では、子供たちへの面前DVも親子間の確執も非常に深まっているのではないかと考えています。ですから、保護命令としては、退去命令の期間を延長するという考え方も必要だと思うのです。DV被害者が逃げずに安全確保できる選択肢が具体的に考えられるのは、退去命令の延長、6か月ないしは1年に延長していくことになるのかなと思っていますので、こういった視点も含めてぜひ入れていただきたい。

内容的には繰り返しになりますが、ぜひお願いしたいと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

続けて伺うということで、今日は進めたいと思います。

浦委員、お願いいたします。

○浦委員 浦です。

私は、性暴力のワンストップ支援センターで働く心理職として感じていることを、4点ほどお伝えできればと思います。

まず、1点目です。先ほど、阿部委員もおっしゃったように、コロナ禍でどんなことが起こっているかという点について、私の勉強不足もあるのですが、困窮の問題、暴力の問題、望まない妊娠の問題、子供が被害を受けることなど、様々なことが起こっているという話を報道等でも聞くのですが、私たち支援の現場にいる立場の者がどういう対策を今後、準備しておけば良いのか、どういう支援体制が必要になってくるのかということがわからないまま、この危機下で不安に感じている状況です。ぜひ報告書の中にはコロナ禍の影響とともにこういった対策が役に立つのかといった方向性まで書き込んでいただくと非常にありがたいと思います。

2点目、これも阿部委員が言われたことと重複するのですが、ワンストップ支援センターで見ていると、性暴力の大半は、親密な関係性、パートナーからの性暴力だと感

じているため、DVにおける性暴力は潜在化している、可視化されていないという印象があります。体と心に非常に深刻な影響を与える性被害がどうして身体的暴力と同じような扱いにならないのか。DVにおける性暴力が議論の俎上に上がらないことで、例えば、緊急避妊薬の入手が困難であるとか、中絶に際して配偶者の同意が必要であるといった色々な周辺の問題がまだ議論されずに残ったままになっています。DVにおける性暴力という問題について、もっと議論が必要ではないかと感じます。

3点目、“逃げる・逃げない”といった選択に関してですが、まずは危機介入としてソーシャルワークが優先になるのは当然ですけれども、“逃げる・逃げない”を被害者が選択する際に、精神的なサポートをきちんとして、本人が自分のために意思決定できるような流れを作っていくことも必要かと思います。加えて、中長期のその後の生活を考えたときにも精神的なサポートは欠かせないなと思っているので、ソーシャルワークあるいは精神的なサポートのどちらかというよりは両方が必要だという視点で、精神的なサポートについても検討していく必要があるのではないかと思います。

4点目になりますが、これは先ほど小西先生も言われたように、支える側の体制の問題もあまり言及されてこなかったなと感じておりまして、私たちワンストップ支援センターの現場でも、人材不足だったり、次世代育成ができていなかったり、色々な問題を抱えているので、DVでも同じことが起こっているのではないかと危惧しております。ぜひこの点についても議論を深めていけたらと感じています。

以上です。

○小西会長　ありがとうございます。

続きまして、可児委員、お願いいたします。

○可児委員　何点か意見を申し上げます。

まず、1点目ですけれども、個別論点で「1 通報対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲」が挙げられています。確かに、附則検討条項がこういう立てつけになっているのでこういった論点立てになっているのだと思いますが、より本質的に言うならば、これは非身体的な暴力をDV法においてどう扱うかという議論だと思います。DV法は、1条で心身に有害な影響を及ぼす言動を暴力に含まれると定義しつつ、現状は、通報対象も含む第3章であったり、あるいは、保護命令の申立権者から外してしまっている、排除してしまっているところに問題があるので、表に現れたところというよりはむしろ非身体的暴力をどうしていくのかという本質に立ち戻って報告書の中には記載していく必要があると思います。非身体的暴力に関して言うならば、法益侵害の程度、被害者に与えるダメージは身体的な暴力と変わるものではないし、むしろ長期間にわたってそれが持続することによって回復にはより困難を来していることもあり得るところですので、そこもきちんと指摘していただいた上で、非身体的な暴力についても身体的な暴力と同様に扱うべきなのだという視点をきちんと出していく必要があるのではないかと思います。

DV法は、もともと、被害者が逃げて、一時保護をして、保護命令で安全を確保するという立てつけで作られています。そういう意味で言えば、一時保護と保護命令がDV法の一歩のメインだったわけで、それがここ数年全く機能しなくなっている現状があります。何回か申し上げているし、今回の報告書の中でもデータは示されると思うのですが、一時保護件数と保護命令の申立件数は毎年下がっています。前回、最高裁判所から出されたデータを拝見すると、去年は保護命令の件数が更に減っていました。一時保護と保護命令についてより使いやすいものにするという視点で何がしかの対策を打たないことには、結局、使えないものとしてただ存在するだけのDV法になってしまいますので、そういった視点で今後の課題に関してもきちんと書き込んでいく必要があると思っています。

保護命令に関して言うならば、附則検討条項として求められているのは申立権者の範囲の拡大だけですが、そこを拡大しただけではおそらく何も変わらないです。生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれが大きいといったかなり押さえ込むような要件の部分を少し柔らかくしないと難しいでしょうし、せっかく保護命令の申立てをして、立証して、発令されても僅か6か月で期間が来てしまうことを考えると、期間の延長も必要になってくるでしょう。さらに、保護命令を被害者の安全を確保するための制度と考えるならば、短期間の退去命令と僅か6か月の接近禁止命令しかないことが非常に問題で、よりメニューを増やしていく必要もあるし、逃げない被害者も対象にするような長期の退去命令も必要になるでしょう。罰則についても、ここも多分触れられると思うのですが、ストーカー規制法なども参考にしながら、罰則をストーカー規制法に合わせて重くするような対応も必要でしょうし、再度の申立ての部分も、ストーカー規制法を参考に、再度の申立てではなく延長のような制度にする必要があります。とにかく、被害者にとってより使いやすい、被害者にとって武器となるような形で、保護命令の制度をもう一回組み直すのだという視点で書き込んでいく必要があるのではないかと思います。

もう一点、もちろんDV対応と児童虐待対応の連携も大事なのですが、DV法の中にきちんと子供を被害者だと位置付けていくことも必要ではないかと思います。今、DV法の中で子供は被害者が同伴する場合に出てくるだけで被害者ではないですね。被害者ではないことで、DV法の枠の中で子供に対する施策が打てないので、そこはきちんと子供もDVの被害者だということを押さえていく必要があると思います。

最後です。事務局から委員の皆様にも配付していただいたので御承知かと思いますが、10月20日に日弁連でDV法の改正を求める意見書を出しまして、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣、この調査会の会長宛てに正式に送付させていただいています。こちらの意見書は、私が今委員長を務める日弁連の両性の平等に関する委員会にプロジェクトチームをつくり、そこで、特に、DV被害者の支援に熱心に関わっている弁護士たちで何度も議論して練り上げたものです。私の意見もそこに書いてあるのでほぼ同じなのですが、ぜひ中身を参考にさせていただきたいということと、そして、意見書を正式に送付していますので、報告書にそういった意見が出ていることもどこかで触れていただけるとありがたいと

思っています。

ちなみに、これまでの議論のところにもありますが、今でも精神的暴力の結果PTSDを発症していれば傷害に当たるのだから保護命令の発令は可能だ、だから、改正は不要だという消極的な意見が出ていました。しかしながら、現実にはそのような実務にはなっていません。そのような実務が執り行われているのであれば、私たちDV被害者支援に当たる弁護士が議論してそこを拡大しろなどという意見は出しません。今のもので十分ではないかという意見になります。そういった意見になっていないというのは、確かに裁判例はあるけれども、それがすごくイレギュラーなケースで全く裁判例として機能していない。だからこそ、精神的な暴力の場面で保護命令が使えないという実態があるからこそ、そういった意見を申し上げているので、その辺りのところも意見書などをぜひお読みいただければと思います。

以上です。

○小西会長　ありがとうございます。

次、種部委員、お願いいたします。

○種部委員　医療機関のことも何回か申し上げていたと思うのですが、通報対象となる暴力に関して、通報する権限を持つ医師・医療関係者の役割は非常に大きいと思います。私はヒアリングのときは欠席だったので直接は聞けなかったのですが、後から資料を見させていただいたら、諸外国の対応を見ても、医療機関はどの国においても通報の窓口として非常に大きい責務を果たしていると思います。ところが、何度も言っていますけれども、医学教育の中で暴力に関して学んでおらず、ジェンダーの視点があるかどうかによって、プロフェッショナルオートノミーとしてのジャッジのレベルが随分と違ってまいります。例えば、性的な暴力については身体的な暴力に匹敵するぐらいの影響があることから、望まない性交は暴力だと私なら当たり前のように思いますけれども、そうではないお医者さんがあまりに多過ぎるということであります。一度は首を絞められていたかもしれないけれども、毎回そうではないでしょうとか、暴力を軽視するような対応をされると、二次被害があるだけではなくて、暴力への理解がないために被害者を救うための貴重なワンチャンスを逃してしまう。それが生命の危機に関わる可能性も非常に大きいわけですから、どの国でも課題なのでしょうけれども、第一発見者となり得るお医者さんたち、看護師さんたち、医療スタッフに対して、暴力が生命に関わる問題だということをどうやって教育すれば良いのか。自分たちの分野の話で非常に恐縮ではありますが、現状では非常にレベルが低いと思っていますので、何とかこの中で盛り込み、医療界に対して提言をしていただきたいと思います。

妊娠していた場合の中絶について、配偶者同意のことも何度も申し上げてきました。通報対象となる暴力の形態の中に、精神的な暴力や性的暴力が含まれるようになり、その暴力の結果として妊娠が起きているのであれば夫婦関係は破綻しているとみなすことができる可能性があります。一時保護、保護命令、警察への相談などの第三者への相談があった

場合は、お医者さんたちも安心してこれはDVだと言えるかもしれないのですが、なかなかお医者さんたちがそこまでジャッジできるとは思えません。現実的には、多様な保護のメニューと先ほど可児先生がおっしゃっておいりましたけれども、その中に、医療関係者が判断した場合には、例えば、先ほどの同意の問題で医療同意や財産に関するものに対する夫の同意が要らないようにするとか、つい先日ありましたステイホームの10万円の給付金的时候もそうでありましたけれども、あくまで本人の意思だけでできる行動を少し増やすことが有効と思います。夫の権利を剥奪することになるという意味では、どこまでが保護命令になるか分かりませんが、本人の同意だけでできることをもう少し増やしてあげないと、様々な支援が受けられないということがあるのではないかと思います。ぜひ多様な保護のメニューの在り方として考えていただければありがたいなと思います。

2点目は、心のケアについて。財政的な支援が全くない状況の中で、今、一時保護所においても、本人が保険証を持っている場合は保険診療を受けることができることがありますけれども、心のケアが十分とはとても言えず、その医療費を捻出することが非常に厳しいということです。保護所の運営費の中で何とか出してあげるという手段を取っているかと思うのですが、これが民間シェルターとかになりますと、十分なケアができるかというところ、概ねこういうカウンセリング等は自由診療になる部分かと思いますので、財政基盤が元々脆弱な民間シェルターでは、そこまでできるのか、専門家のケアを受けることができるか、非常に疑問もあります。精神的な暴力によって心に傷を負ったのであれば、それをケアしないことには自立ができないので、自立のための前提として捉えていただいて、支援のメニューの中に心のケアをインストールしていただきたいと思います。これもぜひ提言としてお願いしたいです。

3点目が最後ですが、対応部局、関係部局がDVと虐待についてはセット対応が推奨されているのですが、地方公共団体などにおいては対応している部局が違っている。実際に国を見ましても、確かに、DVについては内閣府が非常に頑張ってくださってこのような調査会を開いていらっしゃるんですが、自立支援の部分になって婦人保護事業になりますと厚生労働省。その受け手となる地方自治体も同じであります。厚生労働省系の仕事を受けているところと、DV対応をしている部局が異なり、どちらかというと、DV対応部局は入口支援や予防啓発が多いわけでありまして、自立までの流れが縦割りになっているなという感じを受けます。前回も申し上げたかと思うのですが、公営住宅に入ろうとするときの連帯保証人の問題も、意見の中にも書いてありますけれども、よく調べてみますと、これは市町村での運用に対しても柔軟にということ国からきちんとして出ているわけでありまして、連帯保証人については政令があるということで、法律だけではなくて政令も含めて使いやすいようにすることと、それを市町村まで伝達して運用するときには、縦割りでなく横断的部局が必要だと思います。例えば、海外では、子ども家庭省などにまとめていると思うのです。縦割りにならないような、入口から出口支援まで全部同じ部局で対応できるようなということについては、海外の対応についての先行例の記載でもよろしいですし、新

しい提言としてでもよろしいのですけれども、これまでとは違う枠組として書いていただけたらありがたいと思います。

以上であります。

○小西会長 ありがとうございます。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 ありがとうございます。

一旦9月の時点で意見陳述をさせてもらっていますので、それはそれで前提にした上で、話をしたい点は、私は1つだけです。

今回のこの調査会のミッションも含めて言うと、加害者対策をどうするかというのは待ったなしだと思っています。DV法の第25条に根拠付けられて長く調査研究をしてまいりました。知見は沢山積み重なっていると思いますし、諸外国の調査研究も私個人も含めて随分としてきたので共有されていると思います。日本の中でも、民間ベースですけれども、色々なプログラムを作ったりして、自主的にやっている団体も幾つかあります。ここにも来てもらってケーススタディー風にさせてもらいましたけれども、野田の事件とか、さらにシェルター関係者の意見などもここで勉強になりました。それらを総合させて、やはり加害者対策は待ったなしだと思っています。調査研究のレベルを超えて制度化・政策化のレベルに持っていくのがこの調査会の課題ではないかと思っています。

そこに向けて、包括的というよりも、できることを幾つか分節化しながらやっていきたいなと思っています。できることは幾つかありますので、現行法の枠、現状の中でもできることを、さらに、どこかで文書を書いても良いわけですが、提案したいなと思っているのは、一つは虐待との連携です。これは先ほど来述べている附則事項と相当関わってきます。またどこかで別途紹介しますが、別にやっているチームが施行実施している広島県ですけれども、広島県で実際に加害者対策プログラムと称して乗ってきている人たちの多くは虐待ケースなのですね。ですので、虐待ケースの中にこれらがうまく組み込まれていくと、私も大阪でやっていますけれども、結構機能的に、テーマが面前DVとか、子供の権利をどう実現するかという貫かなければならない理念が共有されていく必要はあるのですけれども、女性保護の観点と子供の権利実現の観点と、男性や父親の脱暴力、問題を抱えた家族システムですので、それらを全部まとめて扱って差配していくケースワーカーが要るのですね。

どんなに立派なプログラムがあろうとも、どんな養育者支援があろうとも、それをうまくケースワークに落とし込んでいく、小西先生も言われましたケースワーク力と言いましょ、支援力と言いましょ、これが大事なのですね。幸いなことに、児童相談所はケースワーカーがいるのです。このケースワーカーたちに研修を重ねつつ、DVやそういったことも包括的に見ながらケースワークをできるというシステムがそこには既にあるので、ここにDVが重なっていることがほとんどですので、このことをうまくマネジメントしていく体制を作ることで、この調査会的にはそういう風に主張しつつ、厚生労働省との先ほ

どの検討会との連携も必要だと言ったのはそこなのですから、厚生労働省的な養護者支援にこの観点がないと、単なるペアレンティングになっていくのです。ペアレンティングはマザリングに近いのです。そうすると、養育責任が母親だけに課されることになる、父親の固有に持っている男性性の暴力が見えてこない、ペアレンティングに解消されないような家族マネジメント力をつけるケースワーク力が、DVと虐待をセットにすることによって見えてくるのです。そういうことがあるので、ここは、全く手がかりがないわけではなく、既に動いているものをバージョンアップするだけで良いなとは思っている、こちらの調査会の見地や価値をそこに持ち込むことが大事かと思っているのです。そうすると、附則事項の多くの論点はそこに関わって強化されていくと思っていますので、これは加害者対策待ったなしという一般論を超えてぜひ実現させていきたいなと思っています。

そうすると、婦人保護事業から女性保護事業へと多く切り替えていく必要と、被害者支援として、性暴力もそうだと思うのですが、ケースをどうマネジメントしていけるか、その専門性をどうするか、その賃金をどうするかということが大変大事でありますので、それをやればやるほど、今度は加害者との関係付けをどうするかということで、加害者対応のケースワークも要るのです。そういうことになると、同じ人がやるわけにはいきませんので、民間に委ねつつでも良いのですが、そこはぜひパラレルに組んでいきたいなと思っています。

さらに、暴力の定義を広げることは私も大賛成です。そうすると、脱暴力の課題が広がりますよね。心理的、精神的、あるいは、私は「コントロール」と言っていますけれども、こういうコントロールのところまで暴力の定義を広げますと、それも含めて脱暴力の課題になってくるので、相当大事な論点がそこでは捕捉されるとなると、女性に対する暴力に関する専門調査会ですので、男性の暴力が大変目に余ることが多いので、性暴力もそうなのですから、男性性ジェンダーの視点に基づいて脱暴力の課題を組み込むということで、事案として深刻な場合は身体的暴力を中心に先鋭的なものが出てきますけれども、予防的教育という点で置くしかない側面もあるのです。男性性暴力、男性性ジェンダーに広げようと思って、暴力の課題をすればするほど、予防的・教育的なものはどうしても出てこざるを得ないかなと思っていますので、そこもぜひ視野に入れたいなということです。

純粹にDVだけのスタンドアローンで出てくるものは、どちらかというと、民事の離婚調停に入っていく場合とかが多いのです。そうすると、今度は面会交流との関わりで安易に面会交流しないという別の論点が出てきますので、ここでも私は父親教育が必要だなと思っています。ですので、全般的に幾つか分節化しながら加害者対策の制度化・政策化が待ったなしということで、幾つか作業を分けながら課題出しをして、せめて論点だけでも提起していければ良いかなと思っています。そうすると、現行法の枠の中でできることが幾つか出てきますので、これはぜひ実行すべしということで、再来年の6月までに、附則事項として検討をそれぞれのところでやりつつも、内閣府レベルで統合できるものはして

いってはどうかと思っているということです。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、納米委員、お願いいたします。

○納米委員 4点ほど申し上げたいと思います。9月にも意見を陳述させていただいておりますけれども、そのときには多分申し上げなかった、もう少し具体的なことを申し上げたいです。

1点目は、提案しました予防教育と広報・啓発について、これまでのやり方は被害者に気付きを促して相談を呼び掛けるというタイプだったと思うのです。もしくは、暴力は駄目、絶対に駄目といったタイプのものだったと思うのですけれども、もう少しやり方を考えられるのではないかと思います。今の中村先生のお話にもつながるところはあると思うのですけれども、男性へのメッセージ発信を考えてはどうかと思うのです。例えば、企業のCSRの活動とコラボをして、男性が日常的に使うグッズにDVについての啓発メッセージカードを入れるとか、こういうことがDVに当たりますよということを入れるとか、女性の場合には、例えば、化粧品とか、女性だけが使うものに相談先の情報を入れるということが行われてきたと思うのですが、男性に向けたメッセージ。また、アクティブバイスタンダーアプローチと呼ばれるようなのですけれども、第三者がDVを見過ごさないで役割を取ることを呼びかけるアプローチ。DVを発見する可能性のある職種で、種部先生からは医療職のことが出ました。これまでも、保育関係者とか、警察とか、いわゆる職務関係者、司法関係者に研修をきちんとやってほしいということは出ていましたが、この頃、相談の記録を読んでいると、被害者の方が働いているケースが多いのです。この間、キャリアコンサルタントの方とお話する機会があったのですが、キャリアコンサルタントは国家資格ですよ。キャリアコンサルタントの資格取得講座の1コマにDVについての研修を入れる、キャリアコンサルタントは資格を更新しなければならないので更新のときにも1コマを入れることができるのではないかと思います。この具体的な提案があったので、これまでにない方法として、学校に出ていくことももちろん大事ですけれども、予防教育、広報・啓発のやり方の工夫が考えられるのではないかと思います。というのが1点です。

2点目は、中村先生もおっしゃっていた、被害者への対応と加害者への対応を平行にやっていかなければならない、これは私も全くそのとおりだと思います。被害者への対応のときのケースワークの一元化ということなのですから、それを担うのは基礎自治体の福祉部署が現実的なのではないかと、自治体からのヒアリングなどを伺って思いました。基礎自治体の福祉部署は、多くの場合がDV対応と児童虐待対応の両方の仕事をしている。その基礎自治体の福祉部署にジェンダー視点をきちんと持ってもらって、その両方についてのケースワークをやってもらうことは可能なのではないかと。そうすると、男女共同参画センターなどに置かれている配偶者暴力相談支援センターは被害者がまず支援にコンタクトをするファーストコンタクトポイントとして機能して、そこからケースワークが

必要な場合については、基礎自治体の部署につないでいくというフローが考えられるのではないかと思います。ここで、つなぎということなのですが、私は、今、DV相談プラスの分析の検討会に関わらせていただいております。そこで改めて見えてきたのは、配偶者暴力相談支援センターでこういう支援があります、窓口があります、こういうことが利用できますと言っても、それだけではその先の具体的な支援にはなかなかつながらないということなのですね。DVの場合は、虐待とは違って大人なので、そこから先は自力で動くことが想定されているわけです。ところが、なかなかそうならないということがあって、そこを担っているのが民間、つないでいるのは民間です。もちろん、民間シェルターは緊急一時保護の機能を果たすべく頑張っていますけれども、被害者を公的な支援にきちんとつなぐという役割を民間が果たしているのだなということが改めて浮かび上がってきていますので、その役割の評価が必要だと思います。

虐待との違いは、虐待の場合は、保健師が家庭訪問に行くとか、母子保健とか、児童相談所の職員が訪問するといった家庭に介入していくことが可能なわけですね。ところが、DVの場合には、配偶者暴力相談支援センターの職員にはそういった職能や職権がないということです。よく虐待側の人から、何でDVの被害者支援の人は加害者に会わないのか、怖いのかといったことを言われるのですけれども、それは誤解で、制度の立てつけが違うということです。そうすると、虐待との関連では家庭に介入していける職能・職権を持っている人たちとどうつながっていくのかという視点が大事になるかと思います。一方、加害者対応のフローは、今のところ、あるのかもしれないのですけれども、見えない。警察がどのような対応をしているのかというのは、相談の記録を見ると、臨場して、危険だから実家に逃げなさいとかという形で、とにかく物理的に被害者を逃がすという対応になっていることは分かるのですけれども、加害者側に対しては、拘留も含めて、一連でどのようなフローになっているのかということが見えなくて、私は、加害者対応を担うのは警察が果たされる役割が大きいのではないのかなと思います。その被害者対応フロー側と加害者対応フロー側がどうやって情報共有をしていくのか、その仕組みを整える。子供がいる場合には要保護児童対策地域協議会がありますけれども、子どもがいない場合には被害者対応側と加害者対応側の両者の情報共有が本人同意ベースですので、その仕組みが必要だと思います。

最後、これは最近心配していることなのですから、コロナで特別定額給付金のときにDV被害者本人に渡らないということで色々な特別な措置が取られたということですが、今度はワクチン接種についても住民票があるところで受けることになりそうだという報道に接して、逃げているDV被害者が受けられるようにするためにはまたお骨折りいただく必要があるのではないかと思います。これは、マイナンバーカードとの兼ね合いにも関わってくるのだと思うのですけれども、個人単位ではなくて世帯単位でしかも住民票ベースだと色々な不具合が生じてくると思っているということです。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

沢山御意見をいただいたので、整理していただく必要がありますね。

続きまして、原委員、お願いいたします。

○原委員 私から、個別論点を順番に、Ⅱの1から伝えたいことを簡略化してお伝えしたいと思います。

まず、通報の対象となる暴力というところで、医師に対する研修制度がまだ足りないと思います。本人の同意があれば専門機関への通報が可能であるという啓発も必要なのですが、本当にそれだけで良いのかということなのですね。例えば、目の前にある重傷ケースなど、判断に迷うようなときもおそらくあるでしょうし、医師の判断によって通報できるケースが本来はあるのではないかととも思いますので、そのところの議論が今後必要なのではないかと思います。また、直接DVの被害を受けて一番身近に接する産婦人科医や助産師などは医師の中でもより専門的な立ち位置でDVを発見できると思いますので、そういう方々に対する研修とか、実際に妊産婦のときの暴力事例が後々重傷事例になっているケースを多く現場で見えてきていますので、早期発見と見守りを、例えば、市町村の取組と絡めてやっていくとか、そういうことも必要ではないかと思っています。

2番目の加害者更生のための指導及び支援の在り方ですけれども、中村先生も取り組んでおられる、例えば、私たちも考えていますけれども、DVを主訴とした男性相談の在り方ですね。地方自治体で行われている男性相談は、よろず相談のようになっていて、相談の質としてはどうかなと思うようなものも沢山挙がってきています。それをもっと効率よくDVを主訴とした男性相談の在り方を見ていきながら、実際にそういう人たちをプログラムにつなげるときに、実態は、任意参加でもあり、また、費用がかかりますので、これを広げていくには、例えば、費用面をどうクリアしていくとか、児童相談所の加害親をどのようにプログラムにつなげるのかと。実際には、先ほどの話でいうと、広島でも、中村先生のところでも、そのような人はつながってきていると思いますが、ここはもうちょっとイメージが湧くようにしていく必要があると思います。

3番目のDV対応と児童虐待対応の連携は、最初に必要なのは、これまでDV分野と虐待分野の連携がなぜ難しかったのかというのを改めて整理をしていく必要があると思います。その上で、連携の在り方としてクリアしなければいけない点、例えば、情報共有の在り方や法律の立てつけが違う、そもそも守秘義務の考え方が多分違うのだろうと思うのです。その整理とか、もしくは、児童相談所のケース会議にDV担当者がなかなか参加することがなかったので、個別のケースを見ていくとほとんどDVが隠れているのではないかと私は思っていますので、例えば、スクリーニングというか、全てのケースにDVが隠れていないかをきちんと見ていくことが必要だと思います。例えば、母親が加害者になるケースが多いというデータがあり、そういう母親に対する支援の視点は定着してきていると思いますが、これも加害者プログラムにつなげていくところにもつながるのでしょうけれども、加害親に対する支援を具体的にどのように行っていくのかという視点も必要だと思います。

4 番目の被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携ですけれども、小西会長がおっしゃった相談員の待遇改善が必要だと私は思います。もちろんそれに伴って相談支援の対応能力の強化が今後は求められますし、それがうまくいかないと児童相談所との連携もつながらないだろうと思います。民間シェルターだけではなくて、いわゆる民間支援団体への支援と連携も視点としてあって良いと思います。

5 番目の逃げられない／逃げないDV対応は、DVの被害者支援の現場にいて、家族再構築や家族再生という視点についてはタブー視されている部分があったのではないかと思います。そういう視点が今後は入ってくるのかどうかということですね。私が現場にいて感じていますのは、経済的困窮ケースは重傷化するケースが非常に多いです。これを困難を抱えると一括りにするだけではなく、経済的困窮・困難が言葉としては出てきた上で、様々な問題を抱える家庭の支援とか、そういう表記が必要だと思います。そのような困窮ケースは次世代の暴力も含めて連鎖していくと考えられますので、多くの課題を抱える家庭への支援能力を高めるというところかというと、これまでの支援では足りないの、先ほど言いました相談支援の対応能力の強化は不可欠であると思います。

6 のその他で、面会交流の問題についてはよく言われていると思いますが、ここに養育費の不払いのケースが非常に多いと思っていますので、面会交流と養育費を並べて表記してもらって、この課題についても取組をしてほしいと思います。

最後に、この中で3 番目と5 番目は特に市町村における取組が重要になってきますので、私は改めて市町村配偶者暴力相談支援センターの設置をさらに促進してほしいと思っています。一方で、市町村の設置がなかなか進まない言い訳としては、既に母子・父子自立支援員がいるとか、婦人相談員がいる、相談を受けています、何よりも県に既に配偶者暴力相談支援センターがあるからということが理由になっているとある議員さんから聞いたこともあって、市町村の取組の強化が今後の中長期支援につながる部分もあると思います。もしくは、県が強いリーダーシップを持って管轄の市町村のコーディネート機能を発揮できるのであれば良いのですけれども、なかなかそのような状況を見たことがありませんので、今後、市町村の取組と、例えば、有力な民間支援団体に配偶者暴力相談支援センターの機能を任せても良いのではないかと、その次の段階のことも出てくるのではないかと考えています。

以上です。

○小西会長　ありがとうございます。

続きまして、山田委員、お願いいたします。

○山田委員　山田でございます。ありがとうございます。

私は、前回とも重なるのですけれども、4 番と5 番の被害者の保護・自立支援及び逃げられない／逃げないDVに関して意見を述べさせていただきます。

現状ですと、まだ不十分ですけれども、DVで保護するまでのプロセスは整って来ているのだと思うのですけれども、私が気になるのは保護された後の問題であります。前回、携

帯やスマホが使えないというところで取り上げさせていただきましたけれども、保護されているときや保護された後はどのような生活が待っているのかというのがなかなか描けないところが問題なのではないかと思っております。

これは前回も述べさせていただいたのですが、DV相談が増えているけれども保護は減少しているというのは、保護された後にどういう生活をしたら良いかというのが分からない。どうなるかという、一つは、DVを受けていた方がましで、我慢していた方がましになってしまうのではないかという懸念があります。私は家族社会学者で、夫婦の親密性の調査等をやっておりますので、別にDVで聞いたわけではないのですが、1個出会った例が、酷い暴力ではないけれども、モラハラを受けている女性からお話を聞いたときに、今は我慢するけれども夫が寝たきりになったときに復讐してやろうと思いますと言われたので、私は男性でもありますので、凄くショックを受けたこともあります。だから、公にならないからといってそれに問題がないというわけではない、というのを認識しなくてはいけないかなというのが一つです。

これも前回や前々回ぐらいに言ったと思いますけれども、接客を伴った飲食業の方が、スマホも使えるし、ある程度収入を得る目途が立つというところでそちらに行ってしまうケースが相当程度あるのではないかと思います。これも公がほとんど把握していない、できていないところだと思いますので、そういう形にならないためには、保護された後、どういう風に自立して生活が再建されていくのかの見通しは必要だと思います。

5番目の点に書かれているように、逃げない対応という中で、原委員がおっしゃったように、家族を再建することが可能なこともありますので、そういうケースに対しても予防的な意味でカウンセリングを積極的に行うなど、介入していくことが必要と思っております。

もし時間があるのでしたら、江戸時代のことについてお話しさせていただきますけれども、私の先輩で、亡くなってしまったのですが、江戸時代の縁切寺の研究をしている先輩がいて、江戸時代もちろんDVはあって、夫が離婚を認めないのでDVに遭った人が縁切寺に駆け込んでくるというケースがあって、どんな場合であっても、2年経てば、そこで修行すれば、解放されるという見通しがあるわけですね。多くの場合は実家に帰るのでありますが、その先輩から聞いた話では、そこで見初められて再婚していったケースもありますよという話もありまして、そこに駆け込みさえすれば安心だという制度が江戸時代ですら整っていたと。もちろん、実際にどうなっていたかというのは分からないのですが、そういうことがありますので、今後、保護された後にどうするかという対策、また、逃げない対策をぜひ進めていただけたらと思います。

細かい点なのですが、「6 その他」の、さらにその他のところなのですが、男性被害者に対する支援の検討と書かれていますが、そこにもう一つ、LGBTQX被害者に関する配慮も必要だと言加えていただければありがたいと思っております。

以上です。

○小西会長 山田委員、ありがとうございました。

これで皆様に御意見をいただきまして、私からも、会長としてではなく、臨床の側面からお話しする機会はなかなかないのでさせていただければと思いますが、逃げられない／逃げないDVが私は非常に難しいと思っています。今想定されているのは、例えば、自分に手に職があったり地域との関連があって逃げたくないけれども、そういう人を逃がす場所がない、方策がないということで、もちろんそういう方もいますね。例えば、弁護士とか、医師とか、看護師さんもそうですけれども、独り立ちをすればすぐに仕事ができる人のケースももちろんあるので、それは分かります。

一方で、逃げられないケースの中には、これは今度は心理的虐待と重なってくるのですが、ぽーっとしてしまっただけで、被害のことなどは何も考えられないから逃げられない人も結構見るのですよね。ここは法律家があまり分かっていないところなのだと思います。私は、今、「性犯罪に関する刑事法検討会」に参加しているのですけれども、性的虐待でどうして抵抗できないとか、そういう話をするとときに表面上のことしか考えられていないと思うことがあります。DVの心理的な被害は、しょっちゅう「ばかだ」とどなられるとか、「無能だ」と毎日夜に言われてとてもつらいというところでしか多分考えられていないのだと思うのですよね。そうではなく、そうした方たちの認知の混乱とか、どうしたら良いか分からない感覚をちゃんと伝えないと、心理的な暴力に関して対象としていくときに、PTSDがつけば、新しい規定は要らないという言い方になりがちになるのだと思うのですよね。多分、臨床でやっていらっしゃる方は、みんなこういう人はとても支援が難しいのは御存知だと思うのですけれども、法律や政策を考える人には伝わっていないのだろうなというのが最近の自分の感想です。

そういう意味では、対象として心理的暴力だけのケースを含むかどうか、そういう方たちの評価をきちんとできるかどうか、逃げられない／逃げないDVと一言で言われているけれども物凄く別のケースが入っているような気がするのですけれども、それをどう考えるのかというところを詰めていかないと、現実と離れてしまうかなという気がします。

もう一つは、このDV防止法ができたときの相談者は、少なくとも自分で相談に来る方を対象にしていたのですよね。その当時の、例えば、東京のウィメンズプラザなどに相談に来るケースの方は、高学歴でDVのことも分かってやっていらっしゃった方で、ちょっと支援をするというタイプの支援だったと思うのですけれども、今や地域で発見されるケースは、さっきどなたかもおっしゃっていましたが、貧困とか、外国籍とか、あるいは、心身の障害とか、そういうものが全部一緒になって、さらに虐待もあって、そういう問題が一つのケースに詰まっていることが多いですよね。そういう人たちの予防から自立まで考えていくとすると、違う枠組みが大分必要になるだろうとは思っています。そこはDV防止法ができて進んできたところでもあるのですけれども、大分古い感じになってきているので、発見されるケースも変わって来たのだろうとも思っています。

沢山のことがありますが、もう一つは、さっきお話をした支える側を支えましょうとい

うのが長続きするためにはぜひ必要なことなので、それは議論していただけると良いかなと思っています。

大体時間どおりここまで来ましたので、何か特に他に御発言があれば、さらに発言していただくことができますが、いかがですか。

可児委員、どうぞ。

○可児委員 先ほど何名かの委員の先生方から研修の話が出ました。その中に司法関係者の研修のことがなかったのですが、暴力の対象を広げていけば、司法関係者、裁判官、弁護士に対する研修は必須だと思いますので、そこも書き込めるのであれば書き込んでいただいた方が良いかと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

原委員、どうぞ。

○原委員 予防教育を今後学校現場で展開していくときに、性教育の枠組みでやっていくものなのか、新たに暴力防止ということで学校現場に広げていくのか、他の委員の方々の御意見もお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○小西会長 どうでございますか。今日は、論点を挙げていただくというのが主な問題なので、そこもそれぞれ分断していくのかどうかということも含め、色々なところで縦割りをして良いのかどうかというお話はちらちらと出ていましたよね。今後の課題で今日は取りあえず記録していただくということでよろしいでしょうか。

他にはどうですか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 一言だけです。

山田委員が最後におっしゃったことで、男性と男性の話なのですが、「男女間暴力」という言い方で今回は課ができましたので、悩ましいなと思っているのですけれども、実際、男性相談と、さらに暴力を主にする相談として受けると、各地でパートナーシップ制度ができていますよね。パートナーシップ制度ができていきますと、男と男、特にゲイのカップルの暴力の相談がこの間に2組入ってきました。そういうことになると、パートナーシップ制度はポジティブなのですが、当然そこに孕まれている「対の関係」があり、つまり親密関係になればなるほど暴力が発生しやすいということがあるので、男性と男性もあるかなという点です。

それと、男の子の被害ですね。男女間暴力と課にはなっていますが、私としては、全体的に親密な関係性での暴力は大変大きなテーマかと思っていますので、その範疇で捕捉したいと思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 小西先生がおっしゃったことで、逃げられない／逃げないDVということなのですけれども、私もこれは別のものなのではないかと思います。逃げられないということと、何で被害者側が逃げなければいけないんだ、あらゆる不利益を背負って逃げていくのがなぜ被害者側なのかということは、一緒には論じられないことかと思いましたので、別に扱った方が良いと思いました。

○小西会長 その2つの方は全く違うのですよね。危ないから何とかして家から出てと言ってもどうしても、自分がどうしたら良いのか分からないというような感じの方もいらっしゃるのです。自分のことを言ってしまって、申し訳ないです。

他にございますか。

皆様、活発な意見をありがとうございました。今後の予定等について、事務局から連絡をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 本日は、ありがとうございました。

次回ですけれども、来年、2月17日（水）の開催を予定しております。詳細につきましては、後日、担当からメールにて御連絡させていただきますが、次回は本日皆様からいただきました御意見も踏まえまして作成させていただきます、報告書の本文案を御確認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小西会長 今日は、本当に沢山の話題を出していただきましたので、どのようになるかはまた待っていることになりますけれども、今ある論点が色々出てきて大変良かったと思います。

以上をもちまして、第112回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。
どうもありがとうございました。